

## トップアスリート強化育成事業実施要綱

### (通則)

第1条 トップアスリート強化育成事業（以下、「育成事業」という。）の実施については、予算の範囲内で行うものとし、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この育成事業は、本県における障がい者スポーツのトップアスリートを育成、強化し、世界レベルの競技大会で活躍する選手を輩出することにより、県民へ大きな夢と希望を届けるとともに、県民の障がい者スポーツへの理解や関心、参加意欲を高め、もって障がい者スポーツ活動の振興を図ることを目的とする。

### (実施事業)

第3条 この育成事業では、次の事業を実施する。

- (1) 強化選手の指定
- (2) 強化支援金の支給

### (強化選手の指定対象)

第4条 前条第1号に基づく指定は、次の各号に定める要件のすべてを満たす者を対象とする。

- (1) 県内に在住していること。
- (2) 直近に開催予定のパラリンピック又はデフリンピック正式競技の日本パラリンピック委員会加盟競技団体（以下「中央競技団体」という。）において本県域を所管する支部等に選手登録をしており、当該競技を現に行っていること。
- (3) 別表第1に定めるA1区分、A2区分、及びB区分いずれかの要件を満たすこと。

### (強化選手の指定期間)

第5条 第3条第1号に基づく指定の期間は、1回の指定において1年度間とし、当該指定を行う年度の4月1日から3月31日までとする。

なお、同一選手を複数回指定することは妨げない。

### (強化選手の指定申請)

第6条 強化選手の指定を希望する者は、別に定める期日までに「強化選手指定申請書」（様式第1号）を公益財団法人島根県障害者スポーツ協会（以下、「県協会」という。）理事長へ提出しなければならない。

- 2 第4条第1項第3号の要件に該当しない者が、別表第2に定める団体の推薦を受けて前項に基づく申請を行う場合は、B区分に該当するものとみなす。

(強化選手の選考)

第7条 県協会理事長は、前条に定める申請書の提出があったときは県協会選手強化委員会を開催し、これに諮問しなければならない。

なお、選手強化委員会に関する事項は別に定める。

- 2 県協会理事長は、選手強化委員会の答申に基づき、強化選手の指定を行う。
- 3 県協会理事長は、前条に定める申請書の提出を行った者に対し、前項の結果を文書で通知しなければならない。
- 4 県協会理事長は、直近で開催する県協会理事会にて、第2項の結果を報告しなければならない。

(強化支援金)

第8条 第3条第2号に定める強化支援金は、別表第3に定める額を1回の指定において1回に限り支給する。

- 2 前条で強化選手の指定を受けた者（以下、「強化指定選手」という。）が強化支援金の支給を受けるにあたっては、県協会理事長に対し、強化支援金請求書（様式第2号）を提出しなければならない。
- 3 県協会理事長は、前項に基づく請求書の提出を受けたときは、1か月以内に強化支援金を支給することとする。
- 4 強化支援金は、原則として口座振替により一括で支給する。

(活動状況の報告)

第9条 県協会理事長は、必要があると認めるときは、強化指定選手に対し、競技の実施状況等について報告を求めることができる。

(強化指定選手の指定の解除及び強化支援金の返還)

第10条 県協会理事長は、強化指定選手が次の各号に該当すると判断したときは、指定を解除し、既に支給した強化支援金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項第1号又は第2号に定める要件を満たさなくなったとき
- (2) その他、県協会理事長が指定を解除することが適当と判断したとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、育成事業に関して必要な事項は県協会理事長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和7年1月1日から施行し、令和7年度指定分より適用する。

別表第1（第4条第1項第3号関係）

区分	条件
A1区分	タイムレース型の競技等で、中央競技団体が設定する標準記録以上の記録を指定申請年度又はその前年度中に記録していること。
A2区分	対戦型の競技等で、中央競技団体が指定申請年度に発表した日本ランキング10位以内に位置している、又はそれに準ずる成績者であることが証明できること。
B区分	指定申請年度を含む過去3年度間に出場した中央競技団体が主催又は共催する全国大会（全国障害者スポーツ大会は除く）において、3位以内の成績を残していること。

別表第2（第4条第2項関係）

区分	内容
競技団体	直近に開催予定のパラリンピック又はデフリンピック正式競技の中央競技団体において本県域を所管する支部等。
協力団体	県協会が実施する事業において競技主管・運営協力を行っている団体。

別表第3（第8条第1項関係）

区分	強化支援金支給額
A1区分	30万円
A2区分	30万円
B区分	15万円